

安全安心な

水

を安定的にお届けするために

～水道料金の改定について～

上下水道室業務課

名寄庁舎 ☎01654③2111 (内線 3361 ~ 3363)
 風連庁舎 ☎01655③2511 (内線 2207 ~ 2208)

第1回 水道料金の改定のお知らせ

水道料金の改定について、平成30年第4回市議会定例会において決定され、平成31年4月から料金を改定することとなりました。

水道は市民生活を支える大切なライフラインですので、将来にわたり、安全安心な水道水を安定的に供給しなければなりません。

現在、市水道では、人口減少などによる水道使用水量の減少、水道施設の老朽化など、将来にわたりさまざまな課題を抱えています。

こうした課題や料金改定に至った経緯などを今月号から連載でお知らせします。

～ 平成31年4月1日から次のとおり変わります ～

【水道料金】

(単位：円、消費税込み)

区別 メーター口径	基本水量	現 行		⇒	改定後	
		基本料金 (1カ月)	超過料金または 従量料金 1 m ³ 当		基本料金 (1カ月)	超過料金または 従量料金 1 m ³ 当
13mm	5 m ³ まで	792		⇒	900	
20mm	8 m ³ まで	2,222	237	⇒	2,530	260
25mm	10 m ³ まで	3,466		⇒	3,950	
30mm	基本水量	4,999		⇒	5,690	
40mm		8,877		⇒	10,110	
50mm		13,866		⇒	15,800	
75mm		31,217	267	⇒	35,580	300
100mm	なし	55,502		⇒	63,270	
150mm		124,869		⇒	142,350	
浴場用	100 m ³ まで	メーター口径 料金の1/2	57	⇒	メーター口径 料金の1/2	60
臨時用	10 m ³ まで	メーター口径 料金+1,986	267	⇒	メーター口径 料金+2,260	300

料金算出後に10円未満切り捨て

Q

いつから新しい水道料金での請求になるの？

基本料金については、平成31年5月請求分からとなります。

A

超過料金または従量料金については、検針地区により異なりますので、料金改定時期が近くなりましたらお知らせします。

Q どのくらい値上がりするの？下水道使用料は値上がりしないの？

下水道使用料は値上がりしません。今回は水道料金のみ改定となります。

A それでは、どのくらい値上がりするのか一般家庭の標準的な水量で比較してみましょう。

○計算方法の例

メーター口径13mmで1カ月の使用水量12m³の場合

・現行料金

基本料金792円+超過料金 (12m³- 5 m³ 【基本水量】) ×237円=2,450円 ①
(10円未満切り捨て)

・新料金

基本料金900円+超過料金 (12m³- 5 m³ 【基本水量】) ×260円=2,720円 ②

①と②の差 **270円の増加** となります。

使用水量によって増加額が変わります。次の使用量別早見表を参考としてください。

【使用量別早見表】 (一般家庭、水道メーター口径13mmの場合) (単位：円、消費税込み)

月使用量 (m ³)	水道料金			下水道料金			上・下水道 料金合計	現行料金 合計	増加額
	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計			
0～5	900	0	900	710	0	710	1,610	1,500	110
6	900	260	1,160	710	206	910	2,070	1,930	140
7	900	520	1,420	710	412	1,120	2,540	2,380	160
8	900	780	1,680	710	618	1,320	3,000	2,820	180
9	900	1,040	1,940	710	824	1,530	3,470	3,270	200
10	900	1,300	2,200	710	1,030	1,740	3,940	3,710	230
11	900	1,560	2,460	710	1,236	1,940	4,400	4,150	250
12	900	1,820	2,720	710	1,442	2,150	4,870	4,600	270
13	900	2,080	2,980	710	1,648	2,350	5,330	5,030	300
14	900	2,340	3,240	710	1,854	2,560	5,800	5,480	320
15	900	2,600	3,500	710	2,060	2,770	6,270	5,930	340
20	900	3,900	4,800	710	3,090	3,800	8,600	8,140	460
25	900	5,200	6,100	710	4,120	4,830	10,930	10,360	570
30	900	6,500	7,400	710	5,150	5,860	13,260	12,570	690

Q メーター口径13mm以外の料金はどうか？

メーター口径13mm以外でも

A 【基本料金】 + (【超過料金または従量料金】 × 【水量】) で算定します。
基本料金、超過料金または従量料金は、メーター口径によって異なりますのでご注意ください。

Q 詳しく料金改定の説明を聞きたい場合は？

市民説明会を開催します。

A 日程については、チラシなどであらためてお知らせします。
また、事業者を対象とした説明会の開催や、要望に応じて町内会をはじめとした各種団体へ出前トークにも伺いますので、お気軽にお問い合わせください。

◆このように水道料金を改定するにあたり、市民の皆さまのご負担が増えることとなりますが、これからも経営の健全化に向けて経費の削減等に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
◆第2回は「水道使用水量の減少」についてお知らせします。